

中山学区電子町内会規約

(名称)

第1条 この会は、中山学区電子町内会（以下「本会」と称する。

2 前項の「中山学区」は「中山小学校区」を対象とする。

(目的)

第2条 本会は、インターネットを利用して、地域からの情報発信や、地域住民相互のコミュニケーションを促進することにより、地域の活性化を図ることを目的とする。

(事業)

第3条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

(1) 岡山市が提供する電子町内会システムを利用して一般公開する中山小学校区電子町内会ウェブサイト（以下「公開サイト」という。）の運用管理及び活用

(2) その他本会の目的達成に必要な事業

(役員)

第4条 本会に次の役員を置く。

- | | |
|--------------|-----|
| (1) 会長 | 1名 |
| (2) 副会長 | 1名 |
| (3) 公開サイト管理者 | 4名 |
| (4) 編集委員 | 若干名 |
| (5) 会計 | 1名 |

2 会長は、中山学区連合町内会長をもって充てる。

3 副会長、公開サイト管理者、編集委員及び会計は会長が任命する。

4 公開サイト管理者は、電子町内会システムにおける管理者権限を付与された者をいい、公開サイトの全般の管理業務を行う主担当及び主担当を補佐する副担当をもって必要な職務を行うものとする。

(役員任期)

第5条 役員任期は特に設けない。

2 役員に欠員が生じた場合、必要に応じて補充する。

(役員職務)

第6条 役員は次の職務を行う。

(1) 会長は、次の職務を行うとともに本会を代表し会務を統括する。

ア 本会の運営における最終的な決定を行うこと。

イ 本会の運営に必要な運営組織を設立すること。

ウ 会員から取得した個人情報を適切に管理できるよう、個人情報の管理・取り扱いにおけるルール及び責任者を定めること。

(2) 副会長は会長を補佐する。

(3) 公開サイト管理者は、次の職務を行う。

ア 一般公開される町内会ウェブサイト作成のための情報収集及び作成・更新等を行うこと。作成にあたっては、公序良俗に反した内容を掲載しないよう、個人情報、肖像権、著作権等の保護に十分配慮を行うこと。

イ 不適切な内容については削除する等の必要な措置をとること。

ウ 電子町内会システムを運営・管理するために必要なID・パスワードを厳重に管理し、個人情報の漏洩あるいはそのおそれ等があるときは、速やかに市に連絡すること。

エ 岡山市電子町内会担当部局、岡山市電子町内会システム運営支援ヘルプデスク、中山学区連合町内会及び各種団体との連携・調整に関すること。

オ その他必要と認められる事項

(4) 編集委員は次の職務を行う。

ア ホームページの更新内容等に関すること

イ ホームページの推進（取材・寄稿・公開サイト管理者へのデータ送稿等）に関すること

ウ 町内会ウェブサイトの作成・更新に関しては、公序良俗に反した内容を掲載しないよう、個人情報、肖像権、著作権等の保護に十分配慮を行うこと。

エ その他必要と認められる事項

(5) 会計は本会の会計事務及び庶務を担当する。

(会議)

第7条 本会の会議は編集会議をもって行う。

2 編集会議は、会長、副会長、公開サイト管理者、編集委員及び会計で構成する。

3 編集会議は、ホームページの更新、取材、編集等に関すること、電子町内会の拡大・活性化に関する重要事項の審議を行う。

(会議の招集)

第8条 編集会議は、会長が招集する。

2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、副会長が招集する。

(議長)

第9条 編集会議の議長は、会長がこれに当たる。

(決議)

第10条 編集会議の決議は、役員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(顧問)

第11条 本会に顧問を置くことができる。

2 顧問は、編集会議の決議により会長が委嘱する。

3 顧問は、本会の運営及び事業の推進について意見を述べ、又は必要な助言、協力を行う。

(経費)

第12条 本会の経費は、連合町内会からの助成金及びその他の収入をもって充てる。

2 会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わるものとする。

(事務局)

第13条 本会の事務を処理するため、事務局を設置する。

2 事務局は、会長宅に置く。

3 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、会長が編集会議の決議により別に定める。

附 則

この規約は、平成26年6月6日から施行する。

この規約は、令和5年4月1日から施行する。